(2)　保険医療機関に係る基準
①　内科、神経内科又は小児科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　臨床検査技師が配置されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑦　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
⑧　神経疾患の遺伝子診断ガイドライン２００９に準拠した遺伝子診断を実施する体制を有していること。
⑨　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑩　当該療養について症例を実施していること。

二十二　鏡視下肩峰下腔除圧術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
肩インピンジメント症候群
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら整形外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　整形外科専門医であること。
③　当該療養について三年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　整形外科及び麻酔科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
③　臨床工学技士が配置されていること。
④　病床を二十床以上有していること。
⑤　当直体制が整備されていること。
⑥　緊急手術体制が整備されていること。
⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑨　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑩　当該療養について十例以上の症例を実施していること。

二十三　神経変性疾患の遺伝子診断
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
脊髄小脳変性症、家族性筋萎縮性側索硬化症、家族性低カリウム血症性周期性四肢麻痺又はマックリード症候群
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら神経内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。
③　当該療養について一年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　神経内科又は小児科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③　臨床検査技師が配置されていること。
④　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
⑥　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑦　遺伝カウンセリングの実施体制を有していること。
⑧　神経疾患の遺伝子診断ガイドライン２００９に準拠した遺伝子診断を実施する体制を有していること。
⑨　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアルに従って検体の品質管理が行われていること。
⑩　当該療養について症例を実施していること。

二十四　難治性眼疾患に対する羊膜移植術
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
再発翼状片、角膜上皮欠損（角膜移植によるものを含む。）、角膜穿孔、角膜化学腐食、角膜瘢痕、瞼球癒着（スティーブンス・ジョンソン症候群、眼類天疱瘡、熱・化学外傷瘢痕その他の重症の瘢痕性角結膜疾患を含む。）、結膜上皮内過形成、結膜腫瘍その他の眼表面疾患
ロ　施設基準
(1)　主として実施する医師に係る基準
①　専ら眼科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
②　眼科専門医であること。
③　当該療養について五年以上の経験を有すること。
④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として六例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
(2)　保険医療機関に係る基準
①　眼科、産科及び麻酔科を標榜していること。
②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。
③　産科において、医師が配置されていること。
④　輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。
⑤　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
⑥　当直体制が整備されていること。
⑦　緊急手術体制が整備されていること。
⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑩　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。
⑫　当該療養について三例以上の症例を実施していること。
⑬　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。